

吉川市放射線量計貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線量計を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸し出す放射線量計は、シンチレーション式放射線量計とする。

- 2 営利目的その他この要領の目的以外に使用されるおそれがあるときは、放射線量計の貸出しを行わないものとする。
- 3 放射線量計の貸出しを受けた者は、その放射線量計を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

(対象者等)

第3条 放射線量計の貸出しの対象者は、市内に住所を有する又は勤務する者とする。

(貸出期間)

第4条 放射線量計の貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合 貸出しを受けた日の午前9時から午後0時、又は午後1時から午後4時の間まで
 - (2) 団体の場合 貸出しを受けた日の午前9時から午後4時の間まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出台数)

第5条 放射線量計の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第6条 放射線量計の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

- 第7条 放射線量計の貸出しを受けようとする者は、吉川市放射線量計貸出申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請にあたっては、住民票、健康保険証、運転免許証その他本人確認できる書類を提示しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、放射線量計を貸し出すものとする。

(貸受者の責務)

第8条 貸出しを受けた者は、借り受けた放射線量計を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議の上、決定することとする。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。